# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市における、65歳以上の高齢者人口は令和5年10月1日現在で12,045人、総人口に占める高齢者人口の割合(高齢化率)は36.2%に達しており、すでに市民の2.8人に1人が高齢者となっています。高齢者人口は令和4年をピークに減少に転じたものの、75歳以上人口は令和12(2030)年まで増加し続ける見込みです。

令和3年3月に策定した「小千谷市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」においては、「地域共生社会の実現」に向けて、高齢福祉や障がい福祉、生活困窮者支援など様々な分野にわたる生活上の問題を解決できるよう、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制や認知症施策、介護サービスの提供、それを支える人的基盤を整備することで地域包括ケアシステムを推進してきました。

また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、健康づくりや社会参加、医療 や介護予防サービスにつなげ、介護予防・重度化防止を推進してきました。

今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年までに、介護ニーズの高い85歳以上人口の増加に伴い、介護サービス需要が更に増加し、多様化することが想定される一方、年少人口と生産年齢人口が減少することが見込まれています。

「小千谷市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下「本計画」という。)においては、「地域共生社会の実現」を着実に前進させるため、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者の多様なニーズに対応するための各種施策を実施します。

これらを踏まえ、基本理念である『ふれあい支えあい 高齢者が健やかに安心して暮らせる活力あるまち おぢや』を実現するため、本計画を策定します。

#### ◎地域包括ケアシステムとは

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

## 2 第9期介護保険事業計画の基本指針

介護保険法第 116 条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。

第9期計画においては、第8期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、団塊世代が全員 75歳以上となる令和7(2025)年、更に団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年の双方を念頭に、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みなどを踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、業務効率化などで介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標について優先順位を検討した上で、計画を定めることが求められています。

#### ■第9期計画の基本指針【第9期計画において記載を充実する事項】

第9期計画において記載を充実する事項(抜粋)

#### 1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 〇中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 〇医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- 〇サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性

#### 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 〇総合事業の充実化
- 〇地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ○認知症高齢者の家族介護者支援の取組
- ○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 〇高齢者虐待防止の一層の推進
- ○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 〇地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 〇給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差 の改善と給付適正化の一体的な推進

#### 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

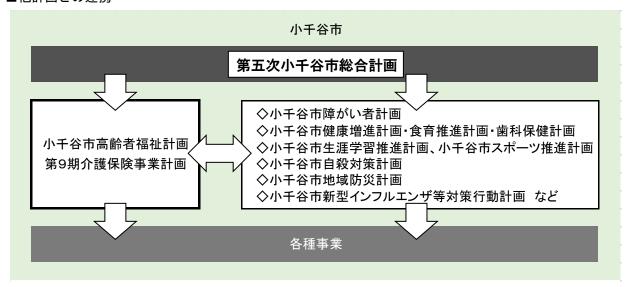
- 〇ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- 〇ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 〇外国人を含む介護人材定着に向けた支援の充実
- 〇介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 〇文書負担軽減に向けた具体的な取組(標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出 システム」利用の原則化)

## 3 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「小千谷市高齢者福祉計画」及び介護保険法第 117 条の規定に基づく「小千谷市介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

また、新潟県高齢者保健福祉計画との整合性や、「第五次小千谷市総合計画」に基づく個別計画として位置づけ、障害者基本法に基づく「小千谷市障がい者計画」、健康増進法などに基づく「小千谷市健康増進計画・食育推進計画・歯科保健計画」、「小千谷市自殺対策計画」、災害対策基本法に基づく「小千谷市地域防災計画」など、高齢者福祉・保健に関わりのある諸計画との整合性を図ります。

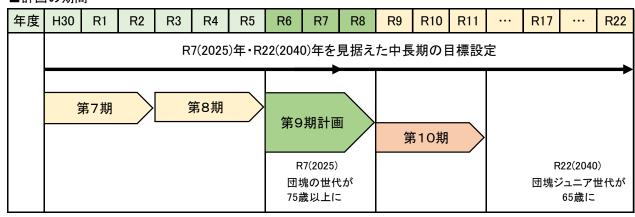
#### ■他計画との連携



## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

#### ■計画の期間



# 第2節 計画の策定体制

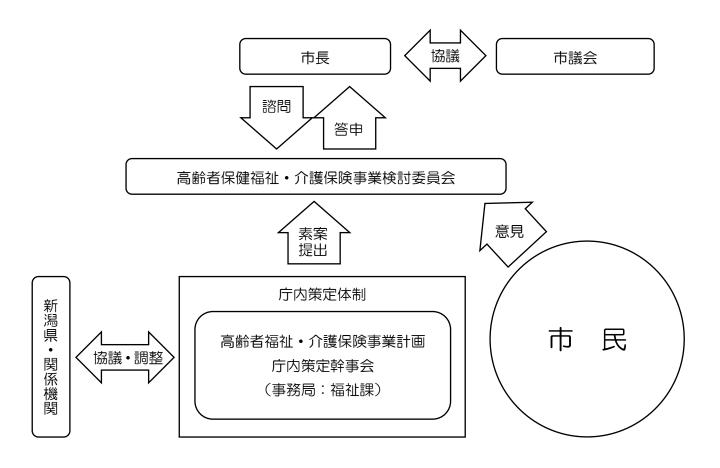
## 1 検討委員会などの設置

本計画の策定にあたって、学識経験者、関係行政機関などの職員、保健医療関係者、福祉関係者ならびに公募による被保険者の代表によって構成される「小千谷市高齢者保健福祉・介護保険事業検討委員会」(以下「委員会」という。)が市長の諮問を受け、本計画の策定に関し4回の会議を経て答申を行いました。

実務レベルにおいては、庁内策定体制として「高齢者福祉・介護保険事業計画庁内策定幹事会」 を組織し、関係部局の実務協議を行い、計画素案を委員会に提出しました。

## 2 策定体制

本計画の策定にあたって、本市の関係部署、小千谷市地域包括ケア会議及び県などの関係機関 との協議・調整を行いました。



# 3 アンケート調査の実施

高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護 保険事業に関する意見など、計画づくりの参考資料として活用するために、アンケート調査を実施しました。

# 4 パブリックコメントの実施

市民の意見を広く聴取するために、一定期間を設けて、計画案の内容を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画の取りまとめを実施しました。